議案第４４号

上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について

上越市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険診療所条例（平成１６年上越市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金　額
２，３１０円
４，２９０円
３，７４０円
３，３００円
５，５００円
５，５００円
１，１００円
３，１９０円
２，６４０円
５，５００円
１１，０００円
４，８４０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表（死後処置の項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する診断書、証明書等に係る手数料について適用し、施行日前に交付した診断書、証明書等に係る手数料については、なお従前の例による。

３　改正後の別表死後処置の項の規定は、施行日以後の死後処置に係る手数料について適用し、施行日前の死後処置に係る手数料については、なお従前の例による。